様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2025年10月15日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃふぉれすとぱっくす  一般事業主の氏名又は名称 株式会社フォレストパックス  （ふりがな）もり　ひでき  （法人の場合）代表者の氏名 森　秀樹  住所　〒578-0964  大阪府 東大阪市 新庄西５番２３号  法人番号　2122001012885  　情報処理の促進に関する法律第２９条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　 フォレストパックスＤＸ推進の取り組み | | 公表日 | ①　2025年 9月11日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　株式会社フォレストパックスホームページ HOME ＞ 会社案内 ＞ ＤＸ推進の取り組み「 フォレストパックスＤＸ推進の取り組み」  　https://www.forest-p.co.jp/html/dx-1.html  　1.トップメッセージ　＜ＤＸ推進の取り組みについて＞　https://www.forest-p.co.jp/html/dx-1.html#dx | | 記載内容抜粋 | ①　株式会社フォレストパックスは、急速に変化する社会環境や市場動向の中で、多様化するお客様のニーズに的確かつ柔軟に対応し続けるため、DX（デジタルトランスフォーメーション）推進を経営の重要課題と位置づけています。  当社は「DXで面倒を減らす東大阪の会社」をスローガンに掲げ、地域に根ざした中小企業として、自社の規模や特性に即した持続可能なDXを推進し、業務効率化とサービス品質の向上を図ります。  本取り組みは、約700万円を投資し、システムエンジニアと連携して開発するExcelベースの業務システムを中心に進めています。  各機械にタブレット端末を設置し、紙の作業管理表やチェックリストを廃止することで、記録・転記・計算を一元化し、紙書類の90％以上削減と年間1,000時間以上の作業時間削減を目指しています。  これにより現場の効率化と記録精度の向上、属人化の解消を実現します。  さらに、当社はDX推進を進めるにあたり、顧客・取引先・従業員・地域社会など多様なステークホルダーとの対話を重視しています。  顧客からの要望、従業員の意見、取引先との連携、地域や大学との協働を通じて、DXの進捗や成果を共有し、改善に反映させています。  こうした双方向のコミュニケーションを通じて、社会に開かれたDXを推進し、持続可能な企業経営と社会的価値の創出を実現してまいります。  当社は「デジタルが苦手な人でも、挑戦を重ねることでDXは実現できる」という理念のもと、社員全員が積極的にデジタル活用に取り組んでいます。  苦手意識の克服そのものが企業の進化を支え、従業員の負担軽減と品質向上を両立させるものと考えています。  今後も、当社のDX推進状況についてはホームページを通じて透明性をもって発信し、継続的な改善と進化を進めてまいります。  代表取締役　森秀樹 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会にて承認された方針に基づき、上記ホームページ上の内容を作成し、公表しています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　 フォレストパックスＤＸ推進の取り組み | | 公表日 | ①　2025年 9月11日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　株式会社フォレストパックスホームページ HOME ＞ 会社案内 ＞ ＤＸ推進の取り組み「 フォレストパックスＤＸ推進の取り組み」  　https://www.forest-p.co.jp/html/dx-1.html  　2. ＜戦略＞　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　https://www.forest-p.co.jp/html/dx-1.html#senryaku | | 記載内容抜粋 | ①　【短期目標】（1～2年以内）  ●ペーパーレス化とタブレットによる現場管理の導入  紙の作業管理表・チェックリストを廃止し、各機械に設置したタブレットから記録・計算を入力できる仕組みを整える。これにより、紙書類を90％以上削減し、転記や集計作業を不要にする。  ●作業効率の向上  手作業による転記・計算時間を年間1,000時間以上削減し、従業員が本来業務に専念できる環境を実現する。  【中期目標】（3～5年）  ●リアルタイム情報共有による「見える化」の実現  クラウド上で製品データ、生産スケジュール、出荷指示を一元管理し、現場と管理部門の情報をリアルタイムで共有する。これにより、属人化していた業務の80％以上を標準化し、「その人がいないとできない仕事」を減らす。  ●在庫・資材管理の精度向上  タブレット入力とシステム連携により、在庫情報を即時更新。資材不足や発注遅れを防ぎ、納期遅延をゼロに近づける。  【長期目標】（5年以上）  ●データ活用による品質改善  機械ごとの稼働データや不良発生率を蓄積・分析し、不良率を50％削減。人員の入れ替わりがあっても一定品質を保てる体制を整備する。  ●販売・生産データの連動  販売データを生産スケジュールに反映させ、需要変動に即応できる欠品のない生産体制を確立する。  ●ライン自動化による人員不足対応  作業ラインの自動化を段階的に進め、スキル差をなくしつつ品質の安定を実現。将来的には人員不足解消とともに、次世代へ継続可能な経営基盤を引き継ぐ。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会にて承認された方針に基づき、上記ホームページ上の内容を作成し、公表しています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　 フォレストパックスＤＸ推進の取り組み  　2.1＜組織づくり・人材・企業文化に関する体制＞　https://www.forest-p.co.jp/html/dx-1.html#soshiki | | 記載内容抜粋 | ①　●フォレストパックスＤＸ推進　組織図  ●DX推進体制の確立  社長直轄の「DX推進室」を設置し、全社横断的なプロジェクト推進体制を構築する。これにより、事業部門間でのデジタル環境のブラックボックス化を防ぎ、プロジェクトの迅速かつ確実な進捗を図る。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　KPI：DX推進室による全社プロジェクト進捗会議を月1回以上開催し、全社員に共有する。  ●社員教育への継続的投資  全社員を対象にIT・クラウド教育を実施し、DXに関する基礎から応用までの学習機会を提供する。特にシステム操作やセキュリティ対策を含む継続的な教育研修を実施することで、DXを支える人材育成を推進する。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　KPI：全社員のDX基礎研修受講率100％、セキュリティ研修を年1回以上実施。  ●DX文化の醸成  DX研修や社内共有活動を通じて、社員一人ひとりがデジタル技術を活用し、改善提案を行える文化を育成する。これにより、単なるシステム導入に留まらず、組織全体としてのDX推進力を高める。　　　　　　　　　　　　KPI：全社員が年1回以上DX改善提案を提出、うち30％以上を実際の業務改善に反映。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　 フォレストパックスＤＸ推進の取り組み  　2.2＜IＴシステム・デジタル技術活用環境整備に関する方策＞　https://www.forest-p.co.jp/html/dx-1.html#sisutem | | 記載内容抜粋 | ①　●最適化された業務システムの開発・導入  2026年度には自社業務に即した最新の情報処理環境を整備するため、約700万円を投資し、システムエンジニアと連携してExcelベースのシステムを開発する。各製造機にタブレット端末を設置し、作業管理表やチェックリストをデジタル化することで、記入・転記・計算作業を不要とし、現場における効率化と精度向上を図る。  ●クラウドサービスの活用  製品データ、生産スケジュール、出荷指示等をクラウド上で一元管理し、部門間でリアルタイムに情報共有できる環境を整備する。これにより業務の属人化を防ぎ、業務継続性（BCP）の強化にもつなげる。  ●サイバーセキュリティ対策  システム導入と並行して、最新のセキュリティソフトの導入やアクセス権限の厳格化を実施する。また、全社員を対象にセキュリティ教育を年1回以上実施し、クラウド利用に伴うリスク低減を図る。インシデント対応手順を定期的に見直し、被害を最小限に抑える体制を構築する。  ●継続的改善の仕組み  DX推進室を中心に、システム稼働状況やセキュリティリスクを定期的にモニタリングし、必要に応じて改修・アップデートを行う。これにより、最新の情報処理技術を常に現場で活用できる環境を維持する。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　 フォレストパックスＤＸ推進の取り組み | | 公表日 | ①　2025年 9月11日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　株式会社フォレストパックスホームページ HOME ＞ 会社案内 ＞ ＤＸ推進の取り組み「 フォレストパックスＤＸ推進の取り組み」  　https://www.forest-p.co.jp/html/dx-1.html  　3＜DX戦略の達成度を測る指標＞　https://www.forest-p.co.jp/html/dx-1.html#shihyou | | 記載内容抜粋 | ①　【業務効率化】  • 紙の作業管理表・チェックリスト削減率：90％以上  • 手作業（転記・集計）の削減時間：年間1,000時間以上  • システム稼働率：99％以上  【品質・正確性】  • 入力・計算ミス削減率：70％以上  • 生産スケジュール遵守率：95％以上  • 不良品発生率削減：50％（5年以内）  【情報共有・標準化】  • クラウド上でのリアルタイム共有業務比率：80％以上  • 属人化業務の標準化率：80％以上  【人材育成・企業文化】  • DX基礎研修受講率：100％（全社員）  • セキュリティ研修実施回数：年1回以上  • DX改善提案件数：年1人1件以上（うち30％以上を業務改善に反映） |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年 9月11日 | | 発信方法 | ①　 フォレストパックスＤＸ推進の取り組み  　株式会社フォレストパックスホームページ HOME ＞ 会社案内 ＞ ＤＸ推進の取り組み「 フォレストパックスＤＸ推進の取り組み」  　https://www.forest-p.co.jp/html/dx-1.html  　1.トップメッセージ（4.情報発信）　https://www.forest-p.co.jp/html/dx-1.html#dx | | 発信内容 | ①　発信内容 株式会社フォレストパックスは、急速に変化する社会環境や市場動向の中で、多様化するお客様のニーズに的確かつ柔軟に対応し続けるため、DX（デジタルトランスフォーメーション）推進を経営の重要課題と位置づけています。  当社は「DXで面倒を減らす東大阪の会社」をスローガンに掲げ、地域に根ざした中小企業として、自社の規模や特性に即した持続可能なDXを推進し、業務効率化とサービス品質の向上を図ります。  本取組は、約700万円を投資し、システムエンジニアと連携して開発するExcelベースの業務システムを中心に進めています。各機械にタブレット端末を設置し、紙の作業管理表やチェックリストを廃止することで、記録・転記・計算を一元化し、紙書類の90％以上削減と年間1,000時間以上の作業時間削減を目指しています。これにより現場の効率化と記録精度の向上、属人化の解消を実現します。  さらに、当社はDX推進を進めるにあたり、顧客・取引先・社員・地域社会など多様なステークホルダーとの対話を重視しています。顧客からの要望、社員の意見、取引先との連携、地域や大学との協働を通じて、DXの進捗や成果を共有し、改善に反映させています。こうした双方向のコミュニケーションを通じて、社会に開かれたDXを推進し、持続可能な企業経営と社会的価値の創出を実現してまいります。  当社では「デジタルが苦手な人でも、挑戦を重ねることでDXは実現できる」という理念のもと、社員全員が積極的にデジタル活用に取り組んでいます。苦手意識の克服そのものが企業の進化を支え、従業員の負担軽減と品質向上を両立させるものと考えています。  今後も、当社のDX推進状況についてはホームページを通じて透明性をもって発信し、継続的な改善と進化を進めてまいります。  代表取締役  森 秀樹 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 9月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施している。本申請の際に「DX推進指標」の自己診断フォーマットを添付する。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年 2月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。